



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2014年8月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

「ふるさと納税」

最近、テレビや新聞でよく見聞きする「ふるさと納税」って知っていますか？
「納税」という言葉が使われていますが、個人が自治体（都道府県や市区町村）に寄付することをいい、自分の好きな自治体に寄付できます。

ふるさと納税は寄附した金額のうち2,000円を越える部分の金額について、原則として所得税と住民税から全額控除してもらえます。（ただし一定の制限や限度があります。）

例えば、年収500万円のサラリーマン（夫婦子供なし）が30,000円を寄付すると、2,000円を除いた28,000円が控除されます。

また、ふるさと納税の特典として、寄付をした自治体によっては特産品がもらえたりします。

そのため、自己負担額2,000円で自分の生まれ故郷や応援したい自治体に寄付することができ、なおかつ特産品がもらえるので、非常にお得な制度だと思います。

「ふるさと納税」について詳しく知りたい方は、菅原会計事務所までお問い合わせください。

（青山 記）

お盆休みのお知らせ

下記日程にてお盆休みをいただきます。よろしくお願いたします。

休業日：8月13日（水）～8月15日（金）